

第 2 号議案：平成 29 年度事業計画(案)並びに同収支予算(案)承認の件

平成 29 年度事業計画(案)

(自平成 29 年 4 月 1 日～至平成 30 年 3 月 31 日)

I. まえがき

政府経済見通し及び民間シンクタンクによる平成 29 年度の景気予測を見ると、企業収益の改善等による民間設備投資の増加、政府経済対策の実施と社会保障関係費等の増加に伴い、緩やかではあるが平成 28 年度に続いて民需を中心として回復していくと見込んでいる。

コンクリートパイルの需要については、平成 28 年度は国内景気の回復基調にも関わらず、当初の予測を下回り平成 27 年度並みの実績に留まった。この背景として、建設需要は少なからずあるもののコンクリートパイルの出荷増につながる案件はそれほどではなかったとみられることや、機材・人材不足などによる建設会社の発注保留などがあつたのではないかと想定される。

平成 29 年度のコンクリートパイルの需要予測については、政府経済対策や民間設備投資の増加による需要回復を期待し、また、東京オリンピック・パラリンピックへ向けたインフラ整備工事が本格化するものと想定して、平成 26 年度実績並みまで回復するものと見込んで平成 28 年度予測と同量の 280 万トンとした。

具体的には、支持杭 646.7 千トン、節杭 147.5 千トン、高支持力対応杭 2,005.8 千トン、全体で 2,800 千トンと前年度予測値比 100.0%、前年度実績比では 104.6 %とした。

このような当産業を取り巻く景況感の下、コンクリートポール・パイルの製造及び品質等に関する調査研究、普及啓発等を行うことにより、当産業の健全な発展を図り、もってわが国産業の発展と国民生活の向上に寄与することを目指して、前年度と同様の以下の事業を計画し推進することとする。

II. 事業計画

1. コンクリートポール・パイルの製造及び品質に関する普及啓発

《総務・広報委員会及び事務局》

- (1) 官公庁、報道機関、調査機関及び試験機関等からの要請への対応及び

普及啓発活動を行う。

- (2) 協会機関誌「礎」を発行する。
- (3) ホームページを維持管理する。
- (4) 各地区事務局との連携を密にした業務を推進する。

《安全・環境部会及び事務局》

- (1) 労働災害・労災保険率及び安全表彰事業場調査報告書の作成を行う。
 - ① 事業所数
 - ② 災害件数・度数率・強度率
 - ③ 労災保険率
 - ④ 年間無災害事業場及び表彰事業場
- (2) 安全・環境部会及び地区安全・環境対策委員長定時合同会議を開催する。
- (3) 安全表彰事業所の選出を行う。

《需要拡大部会・事務局》

各地区からの需要拡大に関する活動状況を収集し、それらの情報を提供する。

なお、必要に応じて情報交換のための全国需要拡大委員会連絡会を開催する。

2. コンクリートポール・パイルの製造及び品質に関する情報の収集・提供

《需要動向調査委員会及び事務局》

- (1) コンクリートポール・パイルの各種統計調査と分析を行う。
 - ① 地区別生産・出荷及び月末在庫
 - ② 都道府県別・需要部門別出荷
 - ③ コンクリートパイルの径別生産・出荷
- (2) コンクリートポール・パイルの地区別需要動向調査及び次年度の需要予測を実施する

3. コンクリートポール・パイルの製造及び品質に関する調査・研究

《技術委員会及び事務局》

- (1) コンクリート製品 JIS の性能照査型設計研究への対応を進める。
- (2) コンクリートポール・パイルの製造、品質に関わる標準化のための調査研究を行う。
- (3) 一般社団法人日本建築学会の「建築基礎構造設計指針」の改定に対応するため、コンクリートパイルの変形性能に関わるデータ収集のための実証実験を実施することとする。この調査研究については、一般社団法人

コンクリートパイプ建設技術協会との共同事業として実施する。

- (4) コンクリート製品 JIS 協議会の運営に参画し、JIS についての意見交換、関係所官庁への具申や要請を行う。

4. コンクリートポール・パイプに関する内外関係諸機関との連絡提携及び協力 《事務局》

経済産業省、国土交通省、厚生労働省、試験機関等及び関係団体と連携を図りつつ、関係業務に対処する。

- (1) 経済産業省等の関係省庁からの要請に基づく政府施策等について、会員企業への周知等を行う。
- (2) セメント関連団体協議会、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会等の事業に参加し、他業界との情報交換に努める。

5. 本会の目的を達成するために必要な事業

次の2委員会の円滑な運営に努める。

- (1) 特別委員会：緊急を要する重要な特別案件への対応。
- (2) 運営委員会：正副会長会議からの諮問事項について審議・答申するとともに協会の各委員会から理事会へ上申する案件についての調整・審議を行う。